住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則（案）に対する意見と県の考え方

１　意見募集期間

令和６年３月 18 日（月曜日）～令和６年３月 22 日（金曜日）

２　意見の提出状況

提出者１人　提出意見数５件

３　提出された意見の概要と県の考え方

（趣旨を損なわない範囲で意見を整理・要約しています。）

	意見の概要	県の考え方
1	意見募集期間が短期間であったため、十分な期間を設けた上で意見募集をやり直すべきである。	住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例（以下「条例」という。）の改正案の議決後、施行期日に間に合わせるためにやむを得ず意見募集期間を短縮したものであり、ご理解願います。
2	住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）を利用したにも関わらず、通知又は命令が不達となった場合に、千葉県として如何に対応し、責任を取るのかを明らかにするべきである。	結果として通知又は命令が不達となったことをもって、住基ネットの利用が遡って不当となるものではないと考えます。
3	これまで、道路交通法に基づく臨時認知機能検査の実施に係る事務又は道路交通法に基づく医師の診断書提出命令に係る事務において対象者に送付した通知又は命令のうち、不達となったものの件数を可能な限り遡り月別に示さなければ、条例改正の必要性を示したことにならない。	令和５年 10 月 20 日から実施した条例の一部改正（案）に係る意見募集に当たり公表した「「住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例」の一部改正（案）について」に記載している「住基ネット利用件数（見込み）」は過去の実績に基づき算定しており、条例改正の必要性を示しております。
4	住基ネット利用ではなく、運転免許証の記載事項変更手続きに係る窓口の拡充や手続きの周知等により対応すべきである。	県民の安全のため、住基ネットを活用し、遅滞なく対象者の住所等を確認する手段を確保することが必要と考えます。
5	「免許を受けた者が安全な運転に支障を及ぼすおそれのある所定の病気等」という表現が広範であり、具体的な疾患名を限定列挙すべきである。	当該表現については、利用事務の根拠となる道路交通法の表現に準じたものです。